



# 赤い羽根共同募金運動について

## 1 趣 旨

赤い羽根共同募金運動は、昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり、本年度で77年目を迎える助け合いの仕組みです。

この間、共同募金が「赤い羽根募金」として定着していく一方で、時代の変化とともに運動の目的や解決すべき課題への理解や共感よりも、寄付を募集することだけが意識されるようになり、それに伴い募金額も平成7年をピークに年々減少している状況です。

一方で、共同募金に期待される役割は拡大しており、本市においても、中央共同募金会および宮崎県共同募金会が示す改革の方向性に沿いながら、70年答申で示された「参加と協働による『新たなたすけあい』の創造」を実現するために、共同募金本来の趣旨に立ち戻り、「じぶんのまちを良くするしくみ」として“活かされる募金”“見える募金”を目指し、事業を展開しています。

この取り組みの中では、住民自らが主体的に多様な福祉課題に取り組み、「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる福祉社会の実現」を大きな目標に掲げています。こうした目標に沿った活動を地域で実践しているボランティア団体や民間非営利団体（NPO法人）などの事業を財政面から支える役割を今日の共同募金は担っています。

## 2 種類としくみ

(1) 赤い羽根共同募金（運動期間10月1日～12月31日）

令和5年度目標額 22,000,000円

お寄せいただいた募金は、全額を宮崎県共同募金会に送金し翌年度、事業費として助成されます。（令和5年度の募金実績 令和6年度に助成）

- ・内訳 A助成・・・県内全域の福祉向上のために
  - B助成・・・都城市内の福祉団体事業や地域福祉活動の推進のために
- 令和5年度募金実績 - (A助成 + 事務費等) = B助成額

(2) 歳末たすけあい募金（運動期間12月1日～12月31日）

令和5年度目標額 3,800,000円

お寄せいただいた募金は、一旦全額を宮崎県共同募金会に送金しますが、その全てが、歳末たすけあい募金運動期間を中心に都城市で支援を必要とされている方々の生活を支えるために活用されます。

### 3 昨年度（令和4年度）の募金の取り組み

#### （1）赤い羽根共同募金

戸別募金	10,623,235円	...各世帯から募る募金
法人・篤志家募金	4,422,633円	...企業や施設等から募る募金
街頭募金	590,824円	...学生、団体が街頭等で募る募金
学校募金	816,924円	...学校から募る募金
職域募金	830,144円	...企業等の従業員から募る募金
空缶募金	628,241円	...個人で貯めたり窓口で募る募金
興行募金	291,550円	...イベントでの収益を募る募金

・令和4年度募金実績 18,203,551円（目標達成率82.7%）

#### （2）歳末たすけあい募金

戸別募金	2,448,646円
法人・篤志家募金	187,093円
街頭募金	0円
学校募金	308,312円
職域募金	116,658円
空缶募金	137,979円
興行募金	0円

・令和4年度募金実績 3,198,688円（目標達成率84.2%）



## 令和6年度赤い羽根共同募金助成金応募要領

### 1 助成の対象

#### (1) 団体要件

- ・市内に所在する団体（法人格の有無は不問）で自主性、非営利性、公開を原則としていることが条件です。

**自主性**・・・特定の企業、政党、宗教団体等から独立し運営されていること

**非営利性**・・・その活動・事業から生じる利益を構成員に分配しないこと

**公開**・・・活動の内容や財務の状況を自ら積極的に公開すること

**活動実績**・・・申請時点で1年以上の活動実績を有していること

#### (2) 事業要件

- ・ボランティア団体・当事者団体、地区社会福祉協議会、広域社会福祉協議会関係、NPO法人の各種福祉活動の実施において、活動の継続性から資金の確保に困難をきたしていると認められる事業に対して助成します。

### 2 助成の対象となる費用

#### (1) 事業実施に必要な費用について

- ・材料費、印刷製本費、消耗品費、講師謝金、PR資材等の作成費などで、令和6年4月から1年間の事業が対象です。（団体・グループの運営費や負担金など、事業実施に関係のない経費は除きます。）

料理教室や手作り弁当等の食材費や材料費については、全額でなく50%が対象となります。

講師謝金は、原則、県内講師に限ります。（都城市報償費基準を準用し、基準範囲内での助成となります）

参考：行政が行う出前講座（無料）

<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/uploaded/attachment/27728.pdf>

#### (2) 注意点

- ・共同募金の趣旨を考慮し、事業にかかる費用については、全て共同募金の助成金で実施するのではなく、繰越金や会費徴収、自主財源を投入するなど団体の収入より一部負担をお願いします。

要望事業に対する要望額が100%の団体については助成不可とします。

### 3 助成の対象とならない費用

- ・食糧費（お弁当購入等）
- ・ボランティア活動保険（ボランティアが個人でかける保険料）  
（ただし、事業実施における行事用保険や損害保険については対象とします）

- ・景品代や商品代  
(ただし、民生委員等による見守り訪問活動の見舞品は対象とします)
- ・参加者入場料、観覧料、宿泊施設利用料
- ・親睦のみを目的とした交流事業
- ・備品購入費(申請前にご相談ください)
- ・電話料金
- ・事業の市外活動(市外の活動は、当該市町村の配分を得てください)
- ・営利目的の事業や政治、宗教、労働組合等のための手段として行われる事業
- ・その他、共同募金の趣旨に合致しないと認められるもの

#### 4 助成決定・通知

##### (1) 決定金額の通知

令和6年3月末(文書で直接通知します)

##### (2) 助成金の支払い

令和6年6～7月ごろ(口座振込にて助成予定です)

#### 5 助成事業の実施

##### (1) ありがとう運動

- ・助成団体から募金をしてくださった方々へ感謝を込めて、共同募金助成金事業報告書とともに「ありがとうメッセージ」を提出していただきます。この「ありがとうメッセージ」は広報紙等を通して募金してくださった方々へ届けます。

##### (2) 共同募金の各種PR活動

- ・横断幕や看板、資料等に共同募金助成事業であることを明示してください。
- ・助成団体による街頭募金をはじめとする各種募金活動を行ってください。  
募金活動に協力していない団体は助成を受けることができません。

#### 6 報告

- ・助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内、または年度終了後1か月以内に実施事業の報告書を提出してください。
- ・活動の様子がわかる写真の添付と説明を記入してください。(活動の様子が分かり難いような集合写真等は避けてください)
- ・個人が特定される写真や記述については、あらかじめ掲載許可を得てください。
- ・事業を実施した感想と募金者へのありがとうメッセージを記入してください。
- ・募金の使い道について透明性を図るため、必ず領収書(コピー可)を添付してください。

## 7 注意事項

- ・提出書類は期日厳守でお願いします。(審査に影響しますので、特にご注意ください。)
- ・前年度以前の様式での受付はできません。必ず今年度の様式でご提出をお願いいたします。
- ・代表等が代わられた場合、事務局までお早めにご連絡ください。金額の通知など重要な文書等が届かない場合があります。
- ・記入の仕方などがわからないときは、遠慮なく最寄りの事務局までご相談ください。記入に間違いなどあった際、再度提出いただかなければなりません。
- ・その他、ご不明な点は事務局までご連絡ください。



## 令和6年度共同募金助成事務の流れ

<p>令和5年 11月20日(月)</p>	<p>共同募金助成金説明会(応募関係書類の配布) 助成金交付要望書(様式第1号) 令和6年度事業計画・収支予算書(様式第2号) 令和6年度助成金事業明細書</p>
<p>令和5年 12月26日(火)</p>	<p>応募関係書類(、、)の提出締切 <b>期日までに要望関係書類の提出がない団体は、助成希望の意志がないものとみなします。</b> 新規要望団体、NPO団体は、直近の公益・収益事業などの経済状態(繰越等)がわかるもの(総会資料、決算書など)を添付してください。 <b>書類の提出については各加盟組織へお願いいたします。</b> 提出先：地区社会福祉協議会連絡協議会(担当：杉) みやこんじょボランティアネットワーク(担当：橋本) 上記以外 都城市共同募金委員会(担当：吉野・井上)</p>
<p>令和6年2月中旬</p>	<p>共同募金助成金審査委員会 審査基準...効果性、必要性、住民参加、社会資源との連携、共同募金への協力、先駆性、要望金額の妥当性等 事前審査の結果次第で、口頭のプレゼンテーション審査に出席していただく場合があります。</p>
<p>令和6年3月下旬</p>	<p>都城市共同募金委員会運営委員会(助成金決定) 交付申請関係書類の送付 令和6年度共同募金助成金事業交付申請書(様式第3号) 令和6年度事業計画・収支予算書(様式第4号) 請求書・領収書(日付は無記入)</p>
<p>令和6年 4月30日(火)</p>	<p>令和5年度報告関係書類の提出締切 ・報告関係書類(、、)を提出 領収書(コピー可)を必ず添付してください。また報告書等はホームページ等で公開する場合がありますので、個人が特定できる写真や文章は事前に了解を得て添付してください。 提出先：地区社会福祉協議会連絡協議会 みやこんじょボランティアネットワーク 上記以外 都城市共同募金委員会</p>
<p>令和6年 5月31日(金)</p>	<p>交付申請関係書類の提出締切 ・交付申請関係書類(、、)と総会資料を提出 <b>5月末時点で総会が終了していない団体は、総会終了後、速やかに総会資料を提出してください。書類が揃い次第、手続きを行います。ただし申請関係書類(、、)は、期日までに必ず提出してください。</b> 提出先：地区社会福祉協議会連絡協議会 みやこんじょボランティアネットワーク 上記以外 都城市共同募金委員会</p>

令和6年6月～7月	令和6年度共同募金助成金の交付 交付決定通知書及び報告関係書類の配布 令和6年度共同募金助成金交付決定書（様式第5号） 助成金事業実績報告書（様式第7号） 令和6年度事業報告・収支決算書（様式第8号） 共同募金助成事業実施状況報告書（様式第9号）
7月下旬	インターネットによる各事業の紹介 ・赤い羽根共同募金の助成先についての情報が公開されます。 【赤い羽根データベースはねっと】 <a href="https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home">https://hanett.akaihane.or.jp/hanett/pub/home</a>

各種様式（～）の一部変更をしております。

新様式データが必要な団体につきましては、下記QRコード、またはキーワード検索でアクセスし、ダウンロードください。



**【注意事項】**

- (1) 期日までに書類提出がない場合は辞退とみなしますのでご注意ください。
- (2) 助成金は口座振込となります。
- (3) 決算書の共同募金助成金（収入）より支出の共同募金事業が下回る場合、余剰金として返納していただくことになります。  
その場合、確定通知書（様式第10号）と一緒に送りする請求書に沿ってご返納ください。
- (4) その他、ご不明な点は下記事務局までご連絡ください。

**【問い合わせ先】**

宮崎県共同募金会 都城市共同募金委員会

〒885-0077

都城市松元町4街区17号 都城市総合社会福祉センター内

TEL 25-2123 FAX 25-2103 担当：吉野・井上

E-mail : kyoubu@miyakonojoshakyo.or.jp

山之口地区	TEL 57-4577	FAX 57-5249	担当：岩本・兼光
高城地区	TEL 58-3279	FAX 58-5612	担当：山森・柳橋
山田地区	TEL 64-2200	FAX 64-3238	担当：大牟田
高崎地区	TEL 62-3422	FAX 62-3416	担当：内村